

令和2年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和2年9月24日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月24日午後2時1分宣告（第4日）
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一 3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝 9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 会 計 管 理 者 大 辻 孝 司 政 策 推 進 課 長 巳 波 規 秀 総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通 税 務 課 長 橋 本 雅 至 住 民 生 活 課 長 大 浦 孝 夫 健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘 福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三 観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋 都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘 教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容 上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 大 文 字 睦 美
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号 に 同 じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発 議 第 4 号 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に 伴 う 地 方 財 政 の 急 激 な 悪 化 に 対 し 地 方 税 財 源 の 確 保 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 5号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を 求める意見書（案）</p> <p>発議第 6号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用 を求める意見書（案）</p> <p>発議第 7号 PCR検査の拡充に財政支援を求める意見 書（案）</p> <p>発議第 8号 コロナ危機のもと、全ての小中高等学校に おける20人程度の少人数学級実現と、特 別支援学校における設置基準を設けること を求める意見書（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

令和 2 年 第 5 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 2 年 9 月 2 4 日 (木)

午後 2 時開議

- | | | | |
|---------|-----------|--|---|
| 日程第 1 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 認定第 1 号 | | 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 2 号 | | 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 3 号 | | 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 4 号 | | 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 5 号 | | 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 6 号 | | 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 7 号 | | 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 8 号 | | 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 0 | 認定第 9 号 | | 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 1 | 認定第 1 0 号 | | 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 2 | 認定第 1 1 号 | | 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 3 | 発議第 4 号 | | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案) |
| 日程第 1 4 | 発議第 5 号 | | 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(案) |
| 日程第 1 5 | 発議第 6 号 | | 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意 |

見書（案）

日程第 1 6 発議第 7 号 P C R 検査の拡充に財政支援を求める意見書（案）

日程第 1 7 発議第 8 号 コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における 2 0
人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設
置基準を設けることを求める意見書（案）

日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

町長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町 長

議会の冒頭に貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

高齢者のインフルエンザの予防接種の自己負担について御報告を申し上げます。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念される中、インフルエンザの発症や重症化を予防することで新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑制するために、今議会で植田議員の一般質問や窪議員より緊急要望書を受け、検討を重ねました結果、65歳以上の高齢者、また60歳以上65歳未満の者であって、障がいの程度により、医師が予防接種を必要と認めた方については、今年度に限り、自己負担分1,000円を廃止し、無償化を行うことといたしました。

無償化に伴う町負担分については、財源の確保に努めてまいります。接種者の増加に伴う費用については、今後、補正予算の増額をお願いすることになりますが、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

まず、9月4日午前に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（馬本隆夫）

それでは、総務建設委員会より報告をさせていただきます。

令和2年9月4日金曜日午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。
以上であります。

○議 長

ありがとうございます。

続きまして、9月4日午後に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（山本隆史）

それでは、文教厚生委員会より報告させていただきます。

令和2年9月4日金曜日午後2時より文教厚生委員会を開催いたしました。
案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。
以上でございます。

○議 長

ありがとうございます。

続きまして、9月23日午前に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

昨日9月23日水曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、コミュニティバス運行事業及び新たな交通手段導入検討について、アンケート結果を踏まえてでございます。当局より説明を頂き、協議を行いました。

以上です。

○議 長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 認定第 1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第3 認定第 2号 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第 3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について

日程第5 認定第 4号 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認定について

- 日程第 6 認定第 5 号 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 認定第 11 号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 11 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会委員長報告。

去る 9 月 2 日、令和 2 年平群町議会第 5 回定例会本会議において付託を受けた令和元年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、下水道事業会計決算の認定 11 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

認定第 1 号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 8 億 4 億 3 億 6 億 8 万 9, 7 1 8 円、歳出総額 8 億 2 億 2, 4 1 8 万 5, 7 4 9 円で、形式収支は 1 億 7, 9 5 0 万 3, 9 6 9 円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 6, 6 8 1 万 4, 9 6 9 円の黒字決算となっています。

この額から前年度の実質収支 7, 7 1 9 万 1, 3 7 0 円を控除した令和元年度の単年度収支は 8, 9 6 2 万 3, 5 9 9 円の黒字となっています。積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は 1 億 3, 9 6 2 万 4, 1 0 4 円の黒字となっています。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般。

コロナ禍で、各種団体の行事が中止になっている。補助金に対して、来年度（令和3年度）どのように考えているのかとただされ、運営費、イベント実施、それ以外の執行に当たっての支弁的な補助があり、どのような性質のものか、予算編成の段階で担当課と協議し編成していきたい旨の答弁がありました。

不用額の性質についてただされ、予算積算上必要な額を計上している。ただ、執行上において、様々な努力もあって不用額が出てくる旨の答弁がありました。

議会費・総務費。

被服費の件について、検討状況をただされ、昨年、町のPRにもなるようなポロシャツの作成を提起され、検討したが、被服費全体の予算額が60万円程度であることから、決算の状況から見て、今年度（令和2年度）は作成できなかった旨の答弁がありました。

広報紙（マイタウン平群）の配布方法の委託も含めた見直しについてただされ、自治会で大変なところについては分散配布するなど検討するとの答弁がありました。

町政要覧の繰越しについてただされ、令和3年2月に町制50周年を迎えることから、今年度に繰り越したとの答弁がありました。

防災士養成講座の負担金が決算でゼロになっていることについてただされ、申込みが殺到していることや、コロナ禍で人数も削減され、受講もできない状況が続いている。今後も積極的に申込みを行い、研修も受けていきたいとの答弁がありました。

建築関係の町内業者のランクづけについてただされ、現在、Aが2社、Bが9社、Cが10社、Dが11社、Eがゼロ社で、合計32社との答弁がありました。

広域的災害等に備える上でも、町内業者の育成は町の使命でもあることから、今後の育成確保についてただされ、平成20年度には51社あったが、令和2年には32社と、19社減少している。この要因として、公共工事の絶対数が減少していることで、後継者の問題や経営の在り方も変わってきている。育成・確保の点からも、町内業者が受注できるよう、発注の見直しも検討したい旨の答弁がありました。

防災訓練の一環として行われている避難所運営ゲームが災害時に有効活用できるよう、参加者に理解してもらうための改善が必要ではないかとただされ、実際の訓練の中で課題を見つける訓練と併せて、反省、振り返りの時間も取っていただく等、運営の仕方を協力しながら改善していきたい旨の答弁がありました。

流用による予算執行は議会側には分からないことから、極力少なくすべきではとただされ、平成25年、428件、令和元年で243件と、件数自体は減っている。予算積算上、流用は厳に慎むべきとの立場に変わりはないが、今の執行状況を見ると、人件費の不足、老朽化した施設整備の緊急対応等、予算化できなかったものもある。一定額の予算計上ができれば細かな流用がなくなってくる旨の答弁がありました。

公共施設に設置されている再生可能エネルギーの発電量が下がっている問題や、今後の再生可能エネルギーへの転換についての考え方についてただされ、発電量が下がっているのは、天候や汚れ、また同時期に設置したことなどが考えられる。今後も、補助事業等の機会があれば導入していきたいとの答弁がありました。

人件費の追加費用の積算根拠についてただされ、算定基準を基に4月の給与月額に対し、市町村共済は16.5%、学校共済は18.1%の率を掛けて配分しているとの答弁がありました。

コミュニティバスの費用の明確化についてただされ、運賃収入を見込んだ形で運行費用を予算計上し、最後に出来高払いで精算しており、不明確な部分もあることから、NCバスとも協議し、明確・明瞭になるよう検討していくとの答弁がありました。

民生費。

こども園の待機児の年齢と人数についてただされ、ゼロ歳児2名、1歳児1名、2歳児2名、5歳児1名との答弁がありました。

待機児の入園希望の理由についてただされ、主に育児休業からの復帰、仕事の都合や就学前の最終年度のため、入園を希望するなどの答弁がありました。

一時保育の実態についてただされ、一時保育の利用については、緊急の保育事由や就労等に関わって利用できるサービスで、創意工夫しながら受入れを行っているが、受入人数枠等もあり、十分満足していただけない部分もある旨の答弁がありました。

衛生費・労働費。

家庭系可燃ごみが増えている要因と減量に向けた対策についてただされ、ごみの出し方に起因するところがあると考え。適切にごみの出し方をお願いして減量化していきたいとの答弁がありました。

合併浄化槽補助の予算と決算の乖離についてただされ、当初20基を見込んでいたが、実際は14基となった。水質保全是行政の責務であることから、公共下水でカバーできない地域は合併浄化槽で対応できるよう取り組んでいく旨の答弁がありました。

斎場の経年劣化に伴う改修等の問題についてただされ、今後も、エアコンや炉のコンピューター制御盤の入替え、炉の積替え等に1,000万単位でかかってくるため、財政と相談しながら行っていきたい旨の答弁がありました。

斎場の指定管理の導入についてただされ、今後、検討を進めるとの答弁がありました。

農林水産業費・商工費。

時代祭りの予算執行の在り方についてただされ、予算の単年度主義の原則から言えば、支出の在り方について、予算編成の段階で検討したいとの答弁がありました。

林地開発や土砂等による土地の埋立てのパトロールの現状についてただされ、毎月1回、職員2名で調整池をメインに立入検査を実施しているとの答弁がありました。

日本型直接支払制度補助金の実績についてただされ、要望団体が9団体であるとの答弁がありました。

土木費・消防費。

竜田川遊歩道の元山上口駅から北の馬鋤淵付近までの整備についてただされ、整備の要望があることは承知している。境界の関係で一部筆界の未定地域があり、その解決ができなければ整備ができない状況から、将来的に遊歩道を整備していきたいとの答弁がありました。

空き家バンクの実績と現状、また古民家に重点を置いた新たな取組の提案についてただされ、平成30年で1件マッチングに成功し、全国版に掲載したことで、令和2年に2件の問合せがあった。また、古民家については、かなりの改修費もかかる問題もあるが、古い木造建築物を有効活用していくことは大事な観点である旨の答弁がありました。

消防団定員74名に対して、現在の団員数、また団員確保と将来に向けた若い団員の確保についてただされ、第1分団17名、第2分団19名、第3分団21名と本部7名の合計64名である。各分団とも、今後の世代交代に向けた若い団員の確保や定員確保に苦慮しており、引き続き努力していきたい旨の答弁がありました。

教育費。

天候やコロナの影響で、2年連続で町民体育大会が中止となっている。高齢化等の問題もあり、近隣町では大会を中止したところもあることから、見直しについてただされ、見直し検討委員会の立ち上げを行い、次年度の開催に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

老朽化しているウォーターパークを時代の変化も取り入れた施設に改修・改

善していく調査研究が必要ではないかとただされ、安全の問題が一番だと考えており、どのようなものにするか、財政も含め検討していきたいとの答弁がありました。

北小のトイレの洋式化が非常に遅れていることから、学校施設のトイレの改修の予定についてただされ、現段階の予定としては来年度、中学校に多目的トイレの設置を考えている。それ以降は老朽化の度合いを見て事業化できるよう協議を進めているとの答弁がありました。

災害復旧費。

災害復旧費の国の補助金が増額されたことについてただされ、通常65%の補助金が激甚災害に指定されたことで97%になったとの答弁がありました。

歳入全般。

道路占用料についてただされ、名倉興産については、現場に入るまでの道路ののり部分を占有していることで占用料が発生している。協栄ソーラーについては、今はまだ占有していないが、許可を得た時点から占用料が発生するとの答弁がありました。

討論では、平成31年度当初予算で実質単年度収支は約6億円の赤字予算が組まれたが、決算では1億3,962万4,000円の黒字となった。その要因は、地方交付税が1億2,500万円の増額、繰延べになっていた駅周事業の清算交付金が2億円入り、駅周組合への赤字補填分、町単独補助金2億円を一般財源から駅周整備事業債の起債に振り替えたこと、道路新設改良事業の国庫補助金の減額で、町支出分9,200万円を道路橋梁新設改良事業債に振り替えたことで、当初予算の未確定財源が帳消しになった。また、町財産の売却収入4,100万円、一般財源の不用額が1億円近くになったことによるもので、決して健全財政とは言い難い状況となっている。過去10年間で起債は30億円にも増大し、毎年11億円の返済に追われる状況となっている。今すべきことは、平群の魅力を失わないこと。それは、大阪への地の利のよさや、美しい緑に囲まれた子育てには抜群な環境です。しかし、近年の林地開発行為や大型太陽光発電所の計画など、土砂災害の増幅が心配される問題が住民そっちのけで進められてきた。これは、平群の魅力を失い、人口減少をさらに進めることになり、財政的にも悪影響になる。固定資産税の超過税率の問題も含めた平群の魅力は何かを考え直し、誇れるまちづくりで人口減少を防ぎ、税収増の方向に作り出せると考えることから、令和元年度一般会計決算の認定については反対するとの討論がありました。

一方、人口増加を促進する定住化促進奨励金や防災ハザードマップ作成、地域防災計画の修正、西和5町での病児保育所の開設など、住民の安全や暮らし

を守るため、誠実に取り組んできた。財政面では、3年連続していた実質単年度収支の赤字から脱却したが、財政健全化の面では、実質公債比率16.1%や、将来負担比率241.3%と悪化しており、身の丈に合った政策になっているのか再調査、再研究するとともに、新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減を図ることをお願いするとの意見や、令和2年度予算に計上されていない駅周事業の多額な損失補填が見込まれ、財政危機が想定される。厳しい財政状況の中、国庫補助金などで事業費の57.8%の有利な条件で総合文化センターが建設された。また、高校卒業までの子どもの医療費無料化や、グローバル化に対応した外国語指導助手の小中学校やこども園への派遣、保育教諭2名の採用、令和2年度には5名の採用でこども園の運営が確保された。防災行政無線のデジタル化整備による住民の安心・安全が一層確保された。財政確保が難しく、今後も民間感覚を意識した予算執行と安易な流用は慎むべきである。限られた予算を将来のためのまちづくり、福祉施策などに最大限活用されたと評価し、令和元年度の一般会計決算の認定に賛成するとの答弁がありました。

採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,072万7,672円、歳出総額604万8,072円で、歳入歳出差引き467万9,600円の黒字決算となっています。

質疑では、当初の貸付金額についてただされ、宅地取得分166件、7億280万円、住宅新築分202件、12億4,780万円、合計368件で19億5,060万円、債務者は208名との答弁がありました。

令和元年度末の起債残高と滞納状況についてただされ、起債残高は519万8,504円で、滞納分では、宅地部分2,545万2,899円、住宅部分4,323万688円、合計6,868万3,587円で、債務者は16名で31件との答弁がありました。

令和元年度末の住宅新築資金の残高についてただされ、元金7,223万7,274円で、宅地17件、新築17件との答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定するものと決定いたしました。

認定第3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額24億3,035万5,327円、歳出総額23億2,994万5,130円で、歳入歳出差引き1億41万197円の黒字となり、実質単年度収支は6,284万3,819円の黒字決算となっています。

質疑では、平成29年度保険料の引上げが行われ、平成30年度は、現年の

滞納は一旦減ったが、令和元年度の決算では前年度より増えている。どのように分析しているのかとただされ、現在分析できておらず、改めて精査していきたい旨の答弁がありました。

当初予算では、予備費2,000万円が実質単年度収支での黒字要因となっていたが、決算では6,284万円の黒字となった。この要因についてただされ、最も大きな要因は保険税の収入で、被保険者数は予算の見込みとほぼ同じであることから、所得が増えたことにより4,500万円程度税収が増えたと思われ、職種では、農業関係者で若干増えていると考えられる旨の答弁がありました。

新型コロナウイルスによる保険税の猶予・減免・傷病手当等の状況についてただされ、具体的な相談が二十数件で猶予の申請が1件、減免は11件決定しており、決定額は約200万円。傷病手当の申請は、現在ゼロ件である旨の答弁がありました。

討論では、平成30年度からの国保の県単位化が始まり、国保税率の算出は医療動向に関係なく、県の納付金に見合った税率で単年度会計の収支バランスを取れるようになった。そのことは、この2年間の決算からも明らかであり、日本共産党議員団は、平成29年度の国保税1.6倍の増税があまりにも引き上げ過ぎであることを具体的な数字も示して引下げを求めてきた。町もそのことを一定理解され、令和2年度から引下げをされたことは一定評価する。しかし、本決算は1.6倍に引き上げられた下での決算であることから、令和元年度国民健康保険特別会計の決算認定には反対との討論がありました。

一方、実質単年度収支は6,284万の黒字になり、年度末剰余金計は1億2,941万円に増額となっている。県単位化の2年目の不安定な状況の中、税率を変えず予算執行され、健全な財政運営をされたことから賛成するとの意見や、黒字決算の大きな要因は、被保険者の所得増加に伴う税収の増加によるもので、剰余金は約1億3,000万円となった。今年度は、次年度から県国保運営方針の中間見直しが行われる。見直しについては、高度医療による医療費上昇分が上乘せされると県への納付金上がる可能性がある。また、今後の新型コロナウイルスの影響も注視しなければならない。令和元年度も剰余金の積み増しができ、国保財政の安定化につながることから、令和元年度国民健康保険特別会計決算の認定について賛成するとの討論がありました。

採決の結果、認定第3号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,577万2,559円、歳出総額3,577万2,

559円で、歳入歳出差引きゼロとなっています。

質疑では、令和元年度の接続件数についてただされ、ゼロ件との答弁がありました。

今後の会計の在り方についてただされ、公共下水への編入については、当時の概算で2億2,000万円程度かかり、公共下水への編入は難しい。現在、国から令和5年度までに公営企業会計へ移行が必要と言われているが、今後の国の動向も含め、一般会計への編入か公営企業会計への移行かを検討していきたい旨の答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額5,553万7,944円、歳出総額5,659万9,309円、歳入歳出差引き106万1,365円の赤字決算となっています。

質疑では、決算で赤字となった中での町単独費用についてただされ、国庫補助の学校臨時休業対策費補助金や、令和2年度で特別交付税の措置などを受けると、約15万円程度が実質的な負担となる答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では、歳入総額18億9,524万5,639円、歳出総額18億1,764万7,601円で、歳入歳出差引き7,759万8,038円の黒字決算となっています。

質疑では、令和元年度の被保険者数と基金残高についてただされ、令和元年10月時点で7,068人、現在の基金残高4億3,887万6,030円との答弁がありました。

基金残高が被保険者のほぼ1年間の保険料総額に匹敵する状況である。第8期保険料について、どのように考えているのかとただされ、積み上げた基金を活用した保険料見直しについても考えていきたいとの答弁がありました。

討論では、令和元年度の1号被保険者の保険料は4億4,962万、被保険者数は7,068人で、令和元年度分の剰余金を基金に積み上げると4億3,887万円となり、これは1号被保険者が納めた1年分の保険料にほぼ匹敵する。適切な保険料に見直すべきと、条例提案も含め引下げを求めた。しかし、1期(3年間)の途中での変更はしないとの主張がされ続けたその結果がこの状態となった。介護保険は、健康保険のように全ての人が必ず利用するとは限らない。だからこそ、剰余金についても多くは残さないよう適正な保険料額が

求められる。この点からも、令和元年度介護保険特別会計決算の認定については反対との討論がありました。

一方、介護予防や地域支援事業が前年度より152万2,000円増加した予算でスタートし、決算では基金残高が約4億4,000万円となった。今後、少子・高齢化が進めば、給付費の上昇の可能性は高いことは明白である。それを踏まえても、引き続き安心してサービスを利用できる状態にある。基金残高を加味した上で、保険料抑制を協議いただけると考えることから賛成するとの意見や、介護保険法第117条に基づき、市町村は基本指針に則して、3年を1期とする保険給付の円滑な実施計画を定めるとしている。高額な剰余金を活用した第8期の保険料見直しに期待をし、令和元年度の運営が第117条の規定を尊重された。よって、令和元年度介護保険特別会計決算の認定には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、認定第6号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額25万1,000円、歳出総額25万1,000円で歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億9,755万8,225円、歳出総額3億9,714万1,925円で、歳入歳出差引き41万6,300円の黒字決算となっています。

質疑では、人間ドックの将来展望についてただされ、令和元年度で175名の受診者があり、他の市町村に比べ、非常に高い受診件数となっている。ただ、国の特別調整交付金の関係や、広域連合からの健康診査分などの加減もあり、町の持ち出しも半分くらいになっていくと思われる。財政のこともあり、今後の検討課題であるが、担当課としては継続していきたい旨の答弁がありました。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,351万5,564円、歳出総額1,351万5,564円で、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数 8,044 件、年間総配水量 225 万 8,503 立米で、有収水量は 186 万 7,083 立米となっています。また、県営水道受水量は 224 万 9,804 立米と、前年度実績より 5,674 立米の減となっています。

決算の状況は、前年度と同様に、税抜で報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では 3 億 9,828 万 4,245 円で、営業外収益等では 5,708 万 9,483 円で、収益全体では 4 億 5,537 万 3,728 円となっています。

支出では、営業費用、営業外費用で受水費・人件費・動力費・委託料・その他経費等で 4 億 9,002 万 189 円で、収支差引き 7,336 万 5,138 円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金が 1 億 1,808 万 7,836 円を計上されており、4,472 万 2,698 円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すこととなっています。

資本的収支については、収入では、消火栓設置に伴う水道管敷設工事の工事負担金 266 万 7,680 円と企業債 1,880 万円と他会計補助金 793 万 4,000 円の合計 2,940 万 1,680 円となっており、資本的支出では、建設改良費として 4,162 万 5,802 円及び企業債償還金 2,093 万 4,616 円で、合計 6,256 万 418 円となり、収支差引き 3,315 万 8,738 円の支出超過となっていますが、これは損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、県営水道一本化の進捗状況についてただされ、現時点の予定は、令和 2 年度は 8 月 19 日に水道サミットが開催され、各首長への説明があった。10 月と 11 月に第 8 回検討会、第 2 回水道サミット開催予定で、来年 1 月頃に統合に関する覚書を締結予定であり、それまでに議会への説明を予定している。

覚書締結後は、一体化協議会及び準備室の設置に向けた準備を行い、令和 3 年度から統合に向け、作業が進められる。その後、令和 6 年度までに基本協定を締結し、企業団設立。令和 7 年度から事業統合して企業団事業を開始予定である旨の答弁がありました。

自治体に温度差がある管路等の維持管理についてただされ、施設を統合して共同化する話が進んでおり、全部が企業団へ、資産、負債も含め、引き継ぐことになっている。老朽管なども順次入替えもされていく予定である旨の答弁がありました。

耐用年数の過ぎている中央監視装置の更新についてただされ、令和 4 年度に事業する団体には交付金があると聞いているので、令和 3 年度で設計委託をし、

令和4年度で工事をしていきたい旨の答弁がありました。

覚書締結に向けた議会への説明時期についてただされ、11月頃に内容を精査した上でサミットを開催するため、ある程度内容が固まった段階で議会のほうには説明したい。また、議会の議決を頂くのは基本協定を締結する時期になる旨の答弁がありました。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第11号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定について

公共下水道事業の年度末未処理区域内人口は1万257人で、前年度より9人減少しています。水洗化人口は9,573人で、水洗化率は93.3%となっています。有収水量は103万3,193立米となっています。

まず、収益的収支（税抜）については、営業収益では1億3,270万6,141円、営業外収益では1億8,920万7,301円で、合計3億2,191万3,442円となっています。

支出では、営業費用として3億2,843万5,801円で、営業外費用で4,653万1,479円、特別損失で9万3,326円の合計3億7,506万606円支出して、収支差引き5,314万7,164円の純損失となり、前年度繰越欠損金6,216万3,011円を計上し、1億1,531万175円の当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支（税込）については、収入では、下水道負担金220万、他会計補助金1億5,026万3,000円、補助金5,120万円、企業債1億780万の合計3億1,146万3,000円となっています。資本的支出では、建設改良費1億4,415万9,332円及び企業債元金償還金として1億6,586万4,659円で、合計3億1,002万3,991円となり、収支差引額143万9,099円を内部留保することになっています。

質疑では、緑ヶ丘地区の公共下水への接続の進捗状況についてただされ、令和2年度で1地区の不明水調査をし、それに基づき、管更生工事を行い、令和3年度に流量調査をする。その資料に基づき、県と協議をしていくのと併せて、次の地区も同じように進めていき、3地区を順次接続していく。最終は、令和6年3月をめどにしている旨の答弁がありました。

初香台の公共下水接続に係る事業費についてただされ、上水道移設費3億6,000万、公共下水で6億円程度を見込んでいるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第11号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審

査特別委員長報告といたします。

令和2年9月24日

決算審査特別委員会

委員長 植田 いずみ

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。稲月君。

○5番

令和元年度一般会計決算認定には反対の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度当初予算上の実質単年度収支は6億2,000万円の赤字となっておりますが、それが決算では実質単年度収支が4年ぶりの1億3,962万4,000円の黒字となりましたが、この黒字になった原因は、地方交付税が1億2,400万円増額をされたこと、また前年度から繰延べになっていた駅周事業の清算交付金2億円が入り、駅周組合への赤字補填分、町単独補助金2億円を、予算では一般財源からの支出であったのが、駅周辺整備事業債として起債に振り替えたこと、また道路新設改良事業への国庫補助金が減額になったことから、町支出分9,200万円を道路橋梁新設改良事業債として起債に振り替えたことで当初予算で未確定財源が帳消しとなりました。その上に、町有財産の売払収入が4,100万円になったことや、不用額が1億円近くになったことで黒字となっています。これは、不足分を借金に替え、見た目だけを黒字にしたものであり、健全な財政とは言い難い状況でございます。過去10年間で起債が30億円も増大し、毎年11億円の返済に追われる状況となっています。このままでは、新しい事業などには手をつけられず、夢も希望も持てない暗い町になってしまいそうです。そうしないためにも、平群の魅力を失わないことです。

近隣自治体にない平群の魅力とは、大都市近郊に位置し、大阪へも1時間で行ける、こういった便利な地にありながら、山と美しい緑に包まれていること。

子育てするには抜群の環境であります。しかし、令和元年度には大きく森林を伐採をし、谷を埋め、土砂災害の増幅が心配されるような事業、大型太陽光発電所の建設、また残土搬入事業など、これを住民そっちのけで進められてきました。平群町の魅力を損なう事業推進については、平群町の人口減少に拍車をかけ、財政的にも悪影響となつてまいります。また、目の前の固定資産税超過税率、いつまでも続けることについても同じことが言えます。目先の収入にこだわり、人口減少の悪循環を断ち切れないう状況にあると考えています。平群町の魅力は何か、これを再度考え直し、誇れるまちづくりにすることは、遠回りをして人口の減少を防ぎ、税増収の方向を作り出せると考えることから、令和元年度一般会計決算の認定については反対をいたします。

○議 長

山本君。

○3 番

認定第1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、令和元年度の主要事業としては、企画費では、人口増加を促進する定住促進奨励金の交付、防災諸費では、住民の安全を守るための防災ハザードマップ作成業務や地域防災計画修正の外部委託、交通対策費では、平群駅前駐輪場のフェンス整備、段差のバリアフリー化、シニアカー用駐車スペースの整備、児童福祉総務費では、西和5町による病児保育所の開設及び運営に伴う負担金、教育費では、幼稚園就園奨励事業及び幼児教育無償化事業など、住民の暮らしを守るための新たな事業や継続する事業に対して誠実に取り組まれた実績であります。

次に、財政面では、実質収支1億6,681万5,000円の黒字、実質単年度収支も1億3,962万4,000円の黒字となり、3年連続していた実質単年度赤字から脱却しました。当初予算では、6億円もの財源不足でスタートしましたが、単年度収支を好転させた要因として、7回の補正予算で未確定財源がほぼ帳消しになったこと、土地売却収入を含む大きな収入未済がなかったことが考えられます。

しかしながら、健全化判断比率である実質公債比率16.1%や、将来負担比率241.3%、これは悪化しております。明るい未来のための先行投資も必要ではございますが、身の丈に合った政策になっているのかを再調査、再研究されるとともに、引き続き、新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減を図ることをお願いしまして、令和元年度一般会計決算の認定について賛成といたします。

○議 長

山口君。

○7 番

一般会計決算には反対をいたします。

基本的に、地方自治体の財政運営というのは、基本的にはね、ほとんどの市町村にとっては、財源というか、ほとんど90%以上は住民のために使われる、それは当然なんですね。そういう財政しか、国と違ってありませんから。また、平群町のような小さい自治体にとってはですね、大規模な公共事業とかそういうこともあんまりできませんから、無駄が多いということは、基本的にはそんなにない。そのことは分かった上でなぜ反対するのかということなんですね。

平群町は、この間ずっと財政が大変ということで、町のほうも様々な努力をされてきました。その努力の方向がどうなのかという、この間一貫して言ってきたのは、中長期的なビジョンをしっかりと作るべきだと。しかし、町がこの間示してきたビジョンというのは、基本的に赤字にしないことが最大限の目的になっていてですね、そのために、先ほど稲月議員からもありましたけども、一般財源で必要なものを借金に振り替えて、それで借金を増やしてきたと。そのことが今度また、公債費の金額が大きくなってですね、さらに悪くなるという、ある意味悪循環に陥っている、それをどう断ち切るかという方針が基本的にないままやっているというところに一番の問題があるわけです。

だから、そこのところをしっかりとするためにもですね、財政運営どうあるべきか、本当に真剣にね、5年、10年のスパンでいいですから、そういうものをきちっと作った上で、ある程度、赤字にしないために借金するのもありですけども、それがないままの借金を増やすというやり方、そこに問題があるということが最大のことで。

それと同時に、12年前にですね、岩崎町政の下で、それまで福祉先進の町という平群町が誇ったいろんな政策がですね、一部戻ってきていますけれども、多く打ち切られた。それが、今の人口減少や町財政にどういうふうに反映したのか、その検証も全くされてないわけですよ。その検証もした上でどうあるべきかというのをしっかりと作っていく、それがないということで、私はこの間の町の予算編成に対してはですね、非常にそこが問題なので、そこを是正しない限りですね、なかなかうまくいかないだろうというふうに思いますし、そういう下で作られた昨年度の予算に基づく決算でありますので、そういう立場からも、しっかり考えていただくことをお願いして反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

令和元年度一般会計決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

一般会計決算収支状況は、実質収支で約6,681万5,000円の黒字となった。要因は、補正予算において、地方交付税の増額、駅周清算金の入金、また駅周組合への補助金と道路事業増額分を町債で措置できたこと、土地売却収入等により、当初予算の未確定財源が帳消しとなった。しかし、令和2年度予算に計上していない駅周組合への多額の損失補償費の財政出動が見込まれ、今後、町の財政危機が想定をされます。

町の最重要施策でありました文化センター建設には、厳しい財政状況の中、賛否両論ありましたが、老朽化した3施設の更新を決断され、住民の交流及び活動の場を提供し、文化活動や人権啓発の推進を図る拠点として、平群町総合文化センターが完成をしました。財源内訳では、土地購入費と建築費が補助対象となり、両方の事業費24億4,166万8,000円のうち、国庫補助金と交付税で約14億1,204万円、率では57.8%、非常に有利な条件で建設されました。今後は、多くの住民が利用されることを大いに期待をしております。

子育て支援として、ゼロ歳から高校卒業までの健康の保持及び福祉増進を図る目的として、県下でも優れた入院・通院の医療費無料化を実施、ALT3人の外国語指導助手を中学校及び3小学校と両こども園に派遣し、グローバル化対応として英語教育を実施、教育環境の整備として、南小学校と中学校に空調設備を設置、中学校と3小学校に情報通信技術を活用した教育活動のLAN整備事業費を令和2年度へ繰越明許されました。子育てと保護者の就労との両立を支援する西和地区病児保育室が、平群、三郷、上牧、王寺町の連携協約に基づき設置をされました。平群町第2次財政健全化に基づき、新規職員採用は凍結していましたが、実情に対し、保育士教員2名が新規採用されました。結果、令和2年度には5名の新規職員を採用され、より充実なこども園運営が確保されました。

防災強化として平成5年に設置されましたアナログ防災行政無線が老朽化のために防災行政無線のデジタル化整備工事が完成し、将来予想される大規模災害などの緊急時において、住民の安心・安全がより一層確保されました。また、災害発生時の対応としての備蓄品も補給されました。平成30年度の繰越明許費として、公共土木施設災害復旧費及び農業用施設災害復旧費を執行し、施設復旧されました。また、防犯カメラ設置、自治会防犯灯電気料金助成金等も実施がされました。

福祉施策として、近鉄東山駅バリアフリー化対応として、エレベーターが設置されました。独り暮らしの高齢者世帯等に対して緊急通報サービス事業も実施されております。

交通安全対策として、歩行者の安全確保として、平群第1号踏切拡幅の工事費を計上されましたが、令和2年度へ繰越明許されました。今年度、令和2年度完成が予定されております。

監査委員の決算審査意見書には、住民負担を極力抑え、行政内部の改革を最優先することによる財政健全化に努力との指摘であります。財政確保の厳しい平群町は今後も民間感覚を意識した予算執行とし、不用額の安易な執行、流用は慎むべきと思います。この流用の件につきましては、平成30年度にもこのように賛成討論で述べております。今後、流用については謹んでください。

令和元年度の決算は、将来のため、まちづくり、また各福祉施策などについても、限られた予算を最大限に活用されたと私は評価し、令和元年度一般会計決算の認定については賛成といたします。

以上であります。

○議長

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第1号 令和元年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

3時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時03分)

再 開 (午後 3時20分)

○議 長

それでは再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして、認定第2号 令和元年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第2号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。稲月君。

○5 番

国民健康保険特別会計決算認定については、反対をする立場で討論いたします。

新たな制度、県単位化の下での国保税率の算定はこれまでと違って、平群町の被保険者の医療動向に関係なく、基本的には県への納付金に見合った税率にすれば単年度会計は収支バランスが取れると、こういうことになりました。そのことは、県単位化後の2年間の決算からも明白であります。日本共産党議員団は、県単位化前年度、平成29年度の国保税1.6倍増税があまりにも引き上げ過ぎであったこと、具体的な数字も示させていただいて指摘し、その後も引下げを求めてまいりました。今年度、町もそのことを一定理解をされ、一定の引下げをされてまいりました。このことは評価をするものではありませんが、本決算については、1.6倍に増税を続けてきたときの、そのときのものであり、認定をするわけにはいきません。よって、本決算には反対をするものです。

○議 長

山本君。

○3 番

認定第3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出差引き1億41万の黒字決算で、実質単年度収支は6,284万円の黒字となり、年度末剰余金合計は1億2,941万円に増額となりました。県単位化2年目の不安定な状況で、税率を変えずに予算執行し、健全な財政運営をされたことから、本決算の認定に賛成いたします。

○議 長

山口君。

○7 番

まず、今回の決算についてはですね、平成29年に値上げしたと、30年度から県単位化になったと。ただ、30年度からの県単位化ですけれども、基本的には国保会計については3月～2月ですから、1か月分については以前の制度のまま。それと同時に、当時、さんざん議論になりましたけれども、県への支払いの被保数がですね、当初、平群町の見込みよりずっと多くなっていて、その分が平成30年度の決算についてはですね、平群町としては1,000万円単位で払い過ぎてるといようなことが起こりました。実際は、29年度の

値上げがいかにかに値上げ過ぎであったかということは、その2年間の決算を見ればもう十分明らかなんです。当初から、29年度の値上げ議論のときからですね、私どもはそれに反対すると同時に、値上げそのものには反対ではなかったわけです。そのことは、1.6倍増じゃなく1.3倍で取りあえず様子を見るべきだというような主張もしました。そのことはね、この2年間を見れば正しかったことが、決算上、ある意味証明されてるわけです。町のほうはそういう反省がまずない。本来なら、今年度から引下げされましたけれども、今年度程度の3,000万程度の引下げならですね、昨年度にやっておくべきだったんです、遅くとも。それをしていなかった予算に基づく決算であるということで、そのところが一番問題だということで、この決算には反対をいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

令和元年度国民健康保険特別会計決算認定に賛成の討論を行います。

黒字決算の大きな要因は、被保険者の所得増加に伴う税収入増加によるもので、令和元年度の決算では約6,000万円の単年度黒字となり、剰余金は約1億3,000万となりました。今年度は、次年度からの県国保運営方針の中間見直しが行われることになっております。見直しについては、高度医療による医療費の上昇分が医療費推計に上乘せされると、今後、県の納付金が増える可能性が予測されます。また、今後の動向として、新型コロナウイルスの影響には注視していかなければなりません。過去の教訓を踏まえ、二度と加入者に迷惑をかけないためにも、1億数千万円の剰余金確保が必要と私は提案してまいりました。令和元年度において剰余金を積み増しできたことは国保財政の安定化につながるものであり、評価すべきものであります。よって、令和元年度国民健康保険特別会計決算認定については賛成といたします。

以上であります。

○議 長

討論ございませんか。井戸君。

○4 番

私も、意見を付して賛成とさせていただきます。

議会でも話しましたとおり、決算については一生懸命頑張られておられるんですけど、そもそも制度として、最初の算定基準ですね、住民税や国税、所得税に関しては、控除がある配偶者控除であったり、国民年金基金であったり、様々な控除が国保には認められない。実質収入よりも120万、150万上の金額で算定されるというのはちょっといかなものかと思えます。これはぜひ

とも、何とか緩和措置でも考えていただけたらなという意見を添えまして、賛成とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第3号 令和元年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和元年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思っております。

が、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和元年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。稲月君。

○ 5 番

令和元年度介護保険特別会計の認定については、反対をする立場で討論をいたします。

1号被保険者保険料は4億4,962万9,500円、被保険者数は7,068人で、歳入総額は18億9,524万5,639円、歳出総額18億1,764万7,601円となります。差引きで、実質収支は7,759万8,038円、令和元年度分の剰余金は、償還金を差し引いて4,078万9,674円で、これを基金に積み上げ、4億3,887万円となりました。

この額については、約1年分の1号被保険者、65歳以上の方たちが支払っている保険料とほぼ同額であり、1号被保険者の皆さんが払い過ぎたということに結果としてはなりません。適切な保険料にしていくべきと、日本共産党は、引下げを再々提案をさせていただき、適正な保険料にするための条例提案もさせていただいたところですが、残念ながら実現はできませんでした。それからまた1年を経過しましたが、考え方は変わらず、3年間の1期の間で途中で変更しないという主張がされ続けられてまいりました。その結果がこの状態です。

介護保険は全ての人が利用するわけではありません。人生の最期まで元気で自立した生活を送る方も多くおられます。健康保険は、誰もが必ずお医者さんの医療のお世話になり、使うということになります。このように、健康保険と介護保険とは差があります。このような性格を持っている介護保険であるからこそ、剰余金は多くは残さない、適正な保険料額が必要と考えます。この点からも、令和元年度の介護保険特別会計の決算については適正だったとは認定できないことから、本決算には反対をさせていただきます。

○ 議 長

山本君。

○ 3 番

認定第6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度決算は、第7期の2年目の決算に当たります。介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする地域支援事業費を前年度予算より152万2,000円増額した予算でスタートしました。徴収率は99.4%と微減しましたが、介護保険給付費準備基金約4,079万円を積み立てた結果、元年度末残高は約4億4,000万円となりました。

今後の動向としては、このまま少子・高齢化が進めば、保険料の歳入より支

出が大きくなることや、給付費上昇の可能性が高いことは明白です。それを踏まえても、元年度決算の基金残高により、介護を必要とされている方々へ、引き続き安心してサービスを御利用いただける状態であります。第8期に向けた介護保険事業計画等策定委員会が2度開催され、準備基金残高を加味した上で保険料の抑制を協議していただいているものと考えております。よって、令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成といたします。

○議 長

山口君。

○7 番

国保も一緒なんですけれども、介護保険についてもですね、誰のための保険なのか。もちろん、安定した介護給付が受けられる、それが一番大事なことですから。しかしですね、3年を1期として、もともと計画した金額よりも2割以上も少ない金額で、1年目、2年目、3年目と来ているわけですよ。でも、1年目を見た段階で、当初の計画どおりいかないのは、もう自明の理なわけですよ。それが分かった時点で何らかの対策を取るのは、本来、普通の人ならそう考えるのが当たり前なのに、3年ごとの計画だからといって、当初の計画と全く違う予算を組んでおきながら、そのままいくのが当然なんだという主張は当たらない。誰が払った金なのか。1号被保険者が払った金そのまま余ってるわけじゃないですか。それが1年分ですよ。1年分も余らすような会計のやり方、私は平群町の介護保険事業そのものについて駄目だとか、そういうことは一切思っていないんですが、この保険会計についてはですね、あまりにも乖離し過ぎている。そこに反省が全くないんですよ。下げないなら下げないでいいですけども、当然もらい過ぎたということはね、自分たちが立てた、そして提案し条例化した保険事業、それがこれだけ大きく乖離してるということに反省もしてですね、その上で、なおかつ3年なので、今期取り過ぎた分は全て8期で返すということをはっきり言うなら分かりますけれども、それも言わずに、じゃあ9期、10期、どれだけ増えるか分からない、そんなこと言い出したら青天井じゃないですか。そんなことにはならないんですよ、国の制度としても。そのことは、国保を見ても分かりますし、これまでの介護事業を見ても分かります。

だから、行政として何が一番大事か、住民の立場に立つことですよ。そのためには、高過ぎると言われている保険料、奈良県の中では中ぐらいかもわかりませんが、ただ払ってるほうからすれば、やっぱり高いという意識は強いんです。そこをやっぱりしっかり考えてね、それで金がないならともかく、

取り過ぎて余ってるわけですから、それを1年前倒しで返すことだって当然で
きるにもかかわらず、一切それをしようとしな、そのままの会計で、今年度
もまた大きく余る予定になってるわけじゃないですか。だから、そこの反省も
しっかりしていただく。そのためにはやっぱり、決算ですから、認定がされな
かったって別に町のほうは問題ないんでしょうけども、あえてやっぱり私はね、
議会としてはしっかりとその辺、チェック機能を果たすべきだというふうに思
っていますので、これは、多くの皆さんにぜひ反対していただきたいというこ
とをお願いして私の反対討論とします。

○議 長

馬本君。

○12番

令和元年度平群町介護保険特別会計決算認定に対して、賛成の討論をいたし
ます。

令和元年度の決算では、剰余金が約4億3,900万となりました。今年度
は、来年度から始まる第8期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基
づいて、「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介
護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの」との規定
となっております。

介護保険事業計画策定委員会において、高額な剰余金を活用した第8期保険
料の見直しを、大きく私は期待をしております。令和元年度平群町介護保険特
別会計の運営は、介護保険法第117条の規定を私は尊重いたしまして、よっ
て、介護保険特別会計決算認定の賛成討論といたします。

以上であります。

○議 長

討論ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第6号 令和元年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 令和元年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 令和元年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 令和元年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 令和元年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第10号について採決を行います。
本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第11号 令和元年度平群町下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして

日程第13 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第4号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月24日

提出者 井戸 太郎

賛成者 窪 和子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想さ

れる。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。井戸君。

○4 番

新型コロナウイルス、大変な影響でございます。特にね、地方税財源、今平群町も大変だと、皆さん御存じでありますけれども、このところ、交付税措置がですね、結構よそより多めに頂いておりました。そういう意味では、このコロナウイルスの対策によって、大きく3億5,000万程度の金額が下りていきますけれども、そのために、交付税が違う形で少なくなったりですね、そういうことになったら困るといいますか、平群町にとってはとても大変な状況になります。そういう意味では、皆さん、御協力を頂き、この地方税財源の確保を求める意見書について賛成いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。植田君。

○6 番

この意見書については、一言申し添えて賛成をしたいと思います。

この中での記3のところの2行目の最後のところで、「地方消費税を含め弾力的に対応」とあります。先頃発足しました菅内閣、菅首相がですね、明くる日には取消をしたものですね、総裁選の中でね、さらなる消費税増税の発言がありました。前内閣で2度にわたる消費税増税が行われて、国民生活は疲弊し切っています。そういう中で、それを示唆すると思われる表現がされていることについては、消費税のさらなる増税は厳に慎むべきであるということはやわらせていただいて、この意見書案については賛成をしたいと思います。

以上です。

○議 長

ほか。窪君。

○10 番

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）には賛成の立場で討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方自治体の財政はこれまでにない難局を迎えることが予想されることから、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の確保や地方税制の改正といった将来にわたる地方財政への対策が必要なことから、簡単ではございますが、賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係機関へ送付することに

いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）については原案どおり関係行政庁に送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第14 発議第5号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月24日

提出者 窪 和 子

賛成者 井 戸 太 郎

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の

偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、行政のデジタル化とは、インターネットなどを活用し、国や自治体の行政手続あるいは業務を迅速化、効率化する取組を指しますが、これまでから、デジタル技術の急速な進展に伴う社会のニーズに応えるため、2001年、e-Japan戦略を策定し、電子政府の実現に長年取り組み、昨年12月には行政手続のオンライン化を定めたデジタルガバメント実行計画を改定し、今年7月には新たなIT戦略をまとめ、取組を加速させています。

しかし、現状は、紙や対面ベースの工程をデジタル情報に置き換えただけで、データ活用によって迅速化・効率化するという本来の目的に至っていないケースが多く、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について、様々な課題が浮き彫りになりました。こうした

事態を受け、政府は、我が国をデジタル技術により強靱化させ、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める姿勢を示しました。よって、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図ることを強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○6 番

この意見書については、反対の立場で討論させていただきます。

確かに、今後、デジタル化に向けた動きや、それを活用した様々な住民サービスの向上を行えるようになっていくということを否定するものではありません。しかしながら、便利になると同時にリスクも抱えることとなります。それはセキュリティーの問題です。これまでも様々な事件や事故が起こっています。また、最近起こった問題では、ドコモ口座の詐欺事件など、まさかと思っていた銀行のセキュリティーが破られ、大きな被害を出しました。対策が十分ではなかったことや、またそれと同時に、ネット環境にもまだまだ住民の中にも格差がある中で、不公平感を生じてしまうことにもなるなどのことから、この意見書（案）については時期早尚だということで反対をさせていただきます。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

この件については、この意見書、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書については、賛成の立場で討論させていただきます。

はっきり申し上げて、先進国では、日本はもう5年、10年遅れております。国民の利便性と行政の効率化、これについてを早急に進めるべきでないとは財政的にも厳しいであろうと思っております。先ほど反対討論でもありましたように、セキュリティーの問題、これは本当に問題と、私もそう思っております。これもひとえにデジタル化が遅れている証拠ではないか、逆にそう思います。

なかなか専門知識の方も少なくですね、残念なことでありますけれども、しかしながら、このセキュリティー等の大きな様々な課題、ほかにもたくさんございます。しかしながら、これを乗り越え、推進を進め、他国に追いつく、追い抜く、絶対やらなくてはいけないことだと考えております。というわけで、賛成させていただきます。

○議長

討論ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、発議第5号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きますして

日程第15 発議第6号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第6号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月24日

提出者 山本隆史

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択された。

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されている。障害者が移動する際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっている。

現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければならない。

この間、大手私鉄では、西鉄が全国で初となる精神障害者の運賃割引を実施し、政令市の札幌市、名古屋市、福岡市の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきた。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者に受け止められたものである。

こうした状況を踏まえ、全国に輸送網を持つJR、大手私鉄及び高速道路等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要がある。

よって、平群町議会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするよう公共交通運輸事業者等にさらなる働きかけを強めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。山本君。

○3 番

それでは、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、障害者基本法では精神障がい者も障がい者と規定されており、障害者差別解消法では、差別の解消を宣言しております。障がい者が移動する際に、公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっております。国においては、憲法、条約、国内法理念や条文、また3障がい一元化の趣旨を踏まえて、JR、その他の鉄道、航空機、旅客船及び

タクシーの各運賃、高速道路、その他の有料道路の通行料金に関わる交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用されるよう、適切な措置を講じるとしていますが、現在、身体・知的障がい者に適用されている割引制度から精神障がい者は除外されております。

平群町内からも、西和7町精神障害者家族会へ加入されている方もおられますので、どうか皆様には、この意見書に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸君。

○4 番

分かる範囲で結構なんですけど、担当課にお伺いします。

これ、私は前からこれは不思議に思ってたんですけども、なぜ精神障がい者だけ適用がされてこなかったのかという、もし御存じであれば、不思議で仕方がなかったんですけども、どこへ聞いても答えがなかったように思います。担当によってはこれ、平群町は同じですけど、知的障がいと精神障がい、同じ課で扱ってる市町村がありまして、場所によって違うんですけども、同じ課で扱っているにもかかわらず、これは違ってというのも不思議だなと思うんですけども、分かれば教えてください。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

精神障がい者だけなぜ除かれてるのか、すみません、ちょっと資料を持ってないんで、また確認していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係機関へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第6号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第16 発議第7号 PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第7号

PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月24日

提出者 山 本 隆 史

賛成者 岩 崎 真 滋

〃 長 良 俊 一

〃 井 戸 太 郎

〃 稲 月 敏 子

〃 植 田 い ず み

〃 山 口 昌 亮

〃 山 田 仁 樹

〃 窪 和 子

〃 下 中 一 郎

〃 馬 本 隆 夫

PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、国においては、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るため、感染拡大予防ガイドラインを作成し、「新しい生活様式」の実践をよびかけ、これらの取組が着実に実施されることによって、社会全体での感染リスクはかなり下がることが期待されております。今後における季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、8月28日には新型コロナウイルス感染症対策本部が、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を決定しました。

感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し、検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、治療薬・ワクチンの確保、保健所体制の整備等の方針が出されました。これらの取組を実施することにより、感染拡大防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつけるとされております。

益々検査体制等の拡充が期待されるところでありますが、地方自治体等で検査を実施する場合、設置運営費用や医療スタッフの確保などの財政支援が必要になることから、国はPCR検査の更なる拡充に取組むとともに、地方自治体等に十分な財政支援を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。山本君。

○3 番

それでは、PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

こちらにも、ただいま事務局長に朗読していただきましたが、第1波と呼ばれる3月、4月の感染拡大時期においては、コロナ感染症に対する知見が現時点と比べて十分でない中、緊急事態宣言を発したことで感染状況は改善しましたが、社会経済活動全般にわたり大きな影響が生じました。このため、これまでに感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るために、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成するとともに、各事業者にこれを遵守するよう呼びかけてきました。さらには、接触確認アプリを活用するといった新しい生活様式の実践も呼びかけてまいりました。

今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、さらなる検査体制、医療提供体制の確保・充実に実施することにより、感染拡大防止と社会経済活動との両立にしっかりと道

筋をつけなければならないと考え、地方自治体等に十分な財政支援を行うことを強く求めるものであります。

なお、この意見書につきましては、全議員の皆様にご賛同いただき、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係機関へ送付することにしたしたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第7号 PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書(案)については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第17 発議第8号 コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書(案)

についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第 8 号

コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における 20 人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書(案)
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 稲 月 敏 子

賛成者 山 口 昌 亮

〃 植 田 い ず み

コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における 20 人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書(案)
新型コロナウイルス感染症対策として全国的に実施した 3 か月にわたる学校の休業によって、「学校に行けない」「外で遊べない」「勉強が心配」など、子どもたちの不安が強まっていることが、国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」などで明らかになっている。学校再開後の子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められている。

しかし実際には、分散登校は学校再開直後の一時期だけで、現在では通常登校と通常人数授業に戻っている。しかも、7 時間授業や土曜日授業、夏休み短縮など、過度な詰め込みが子どもたちに新たなストレスを広げている。

また近年「過密化」が大きな課題となってきた特別支援学校では、命の危険と隣り合わせの児童生徒が学ぶ中、子どもにも教師にも重圧となっている。

こうした状況下にあって、7 月 3 日には全国知事会など地方三団体が「現在の 40 人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」として、少人数学級の実現へ「教員の確保が是非とも必要」と求めた提言を発表した。さらに文部科学大臣も「少人数の有効性を深掘りしたい」(7 月 22 日衆議院文部科学委員会)と、義務教育標準法の見直しに前向きな発言をしている。7 月 30 日には全国小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学校長会の 4 会長がそろって、きめ細かな指導が可能になる少人数学級の検討を文部科学省に求めた。

O E C D 加盟国中最低となっている日本の教育予算水準を O E C D 平均並みに引き上げ、教員の配置を大幅に増やすことは、学校で感染症予防と子どもに寄り添うゆきとどいた教育の実現に欠かせない課題である。

よって政府及び国会は、小中高等学校の全学年で 20 人程度の少人数学級を早急に実現されるとともに、特別支援学校における過密化解消を念頭に設置基

準を設けることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○5番

ただいま議会事務局長より、コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書（案）について朗読をしていただきました。提出者として、若干の趣旨説明をさせていただきます。

コロナ感染症対策として首相が宣言をし、突如一斉休校が打ち出され、3月2日から3か月にも及ぶ休校となり、子どもたちは学校で学ぶ権利も奪われ、子ども時代の貴重な経験の数々を奪われてしまいました。

そんな中で、コロナ禍中の子どもと保護者の生活と健康の現状を明らかにし、問題の早期発見や予防、対策に役立てることと、子どもたちと保護者の安全・安心につながるような具体的な情報を発信することを目的として、国立成育医療研究センター社会医学研究部・こころの診療部を中心とした研究者、医師有志の集まりでコロナ×こどもアンケート調査が実施をされて、既にもう3回のアンケートが実施をされました。この結果報告には、何らかのストレスを感じているという子どもは75%で、集中をしたり注意を向けたりすることができなくなった、小学校1年生以上でも56%以上、感情を爆発させたり、激しいかんしゃくを起こしたりすることがあった、小中学校ではこういう子どもが56.7%。特に、高校生においては、コロナに関連することを思い出すとき、すごく嫌な気持ちになったり怖くなったり悲しくなったりすることが多いと述べています。こういうことを述べた子どもたちが半数以上になっております。

このアンケートを実施した国立成育医療研究センターは、この結果から、教育機関に対して、生活と心の様子にいつも以上に目を向けて日々の御指導に当たっていただけましたら幸いですと、このように結んでおります。子どもたちの不安をしっかりと受け止め、手厚い教育が必要となっております。

しかし、学校現場は、休み明けしばらくは分散登校ということで、少人数での学級生活が実現をできましたが、その後すぐに、3か月間の休校を取り戻すための過度な詰め込み授業や夏休みの短縮など、いろいろ工夫はされているものの、教職員も子どもも、さらなるストレスが積み上がっております。

新型コロナウイルス感染を防ぎ、子どもたちの不安な現状を取り除き、一人一人にしっかりと寄り添い、手厚い教育を実施していくには20人程度の少人数学級によ

る教育が必要であり、教職員の増員が必要です。この意見書（案）にも述べていますように、全国知事会や各学校長会などもそろって、この同様の意見を政府に上げて求めておられます。

また、特別支援学校は児童生徒数が増加をし、過密状態にあるということは、文部省も今明らかにしております。特に配慮の必要な子どもたちにとって、過密であることは、大変大きな問題となります。この問題を解消するということは最重要課題でもあると考えます。設置基準を設けることは、特に大事なことであると考えております。こういうことから、この意見書の趣旨をぜひ御理解を頂きまして、皆さんの御賛同を頂きますようお願いをすることでございます。

○議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。馬本君。

○12番

コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書（案）に対し、反対討論を行います。

国では、現在、小中学校の学級規模は40人、小学1年生は35人基準となっております。感染症対策として、3密を回避する観点から、少人数学級が現在検討をされております。また、全国知事会、全国市町村会、全国町村会の3団体からも、少人数学級の実現に向けた教員の確保に取り組むようにと文科大臣に要望されております。

国では、教員や学級編制の基準見直しに伴う施設の財源確保などの問題が私はあると思います。現実として、段階的に30人程度の少人数学級編制基準にすべきと私は思います。現在、小中学校の学級は40人。基準を極端に半数の20人程度の基準にすべきとの意見書は、現時点では私は無理があると思います。よって反対といたします。

以上であります。

○議 長

植田君。

○ 6 番

この意見書（案）については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスの出現によって世界が大きく変わり、日本でも大変大きな影響を受けています。教育現場では、3か月にわたる休業を余儀なくされ、子どもたちにも多大な影響がありました。そういう中、ウィズコロナと言われるように、ある意味、どのようにして共存していくのかとの中でですね、学校の新しい生活様式として、文部科学省が身体的距離の確保として、人と人との間隔は、できるだけ2メートル空けることを基本とする、こういう衛生管理マニュアルが発表されました。その中で示されているのは、教室での身体的距離を保つためには、1クラス20人程度となることが示されています。子どもたちが学校で最も長い時間を過ごすのが教室ですので、子どもの安心・安全をしっかりと保障すべきではないでしょうか。そういう意味では、この20人というのは私は、今政府が、そういう未来ある子どもたちの安心・安全を守るために必要だと考えています。

それとまた、特別支援学校に通う子どもたちが増える中で、設置基準がない中で、様々な障がいを持った子どもたちの詰め込みがされているという現状で、現場の先生方も大変な御苦勞をされているとお聞きをしています。ぜひ設置基準を設け、安心・安全に障がいを持った子どもたちの発達が保障されるよう求めていく立場から、この意見書には賛成をしたいと思います。

以上です。

○ 議 長

討論ほかにございませんか。井戸君。

○ 4 番

反対はないんですが、賛成の立場で討論させていただきます。

20人、私自身は、通常であれば、コロナ禍ではなければ、経験上、これはあくまでも私の意見でございますけども、小学校は25人程度がいいのではないかと。中学校、高校は30ぐらいがちょうどいい数字ではないかと私は思います。多過ぎるのも少な過ぎるのも、それぞれ問題が生じてまいります。

現在の平群町におきましては、ほぼ、小学校平均で22.7人ということで、1クラス当たり22.7人が達成されておまして、物すごくすばらしいなと思います。都会の人はですね、これは国も、35、30というのは、きっと気密になってでも子どもたちを入れるためにそうせざるを得ないのかなと思います。そういう意味では、都心の方々にはぜひとも平群町に住んでいただきたいとつくづく思っております。

平群町でも少人数学級という話がありました。これは成功していると聞いて

おります。現在も続いておりまして、本来ならば28人と、1クラス当たり28人でいけるところを18人、19人でやっていると、これについてはすごくすばらしい結果ですし、その資料に基づいて、この教育も進めていけると思います。

またですね、神戸の、つい最近ありました中学校のクラスターが起きました。これ、クラスとかは発表されていませんが、学年数から学級数を割りますと、大体1クラス32から33という値になってございます。ということは、三十二、三人ではクラスターが起きてしまってるという状況がございまして、20程度、ここまで下げるのは確かに現実的に難しい。ですが、小学校に関してはいける、中高に関しても、これに近づけるように努力すべきではないかと思っておりますので、そういう意味を込めまして賛成とさせていただきます。

○議長

山田君。

○9番

コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書（案）について、意見を付して賛成の立場で討論いたします。

コロナ禍の中、平群町の学校、教育現場においても、6月1日に再開されて以降、3密に注意を払いながら、一方では、子どもたちにとって、過ぎ去ってしまった貴重な日数、時間を取り戻すべく、様々な工夫をしていただきながら、保護者の方々の心配を取り除くべく対話を重ねながら、これまで平群町の教育を守るべく、町行政並びに教職員の方々に大変な御努力を頂いていることは各方面からお聞きしています。

新しい生活様式が求められている中、保護者の方々からの要望、要求にできる限り対応し、教室内外でのソーシャルディスタンスを確保することにできる限り注意を払いながら、また子どもたちにとっても、遅れているカリキュラムの実施と、学力向上という面も考慮しながらの中での学校教育の継続というのは大変な御苦勞であり、子どもたちにとっても大きな重圧と負担になっているように思います。

子どもたちと保護者にとって、今何が必要なのか、どのような教育を提供していく必要があるのかという観点から考えたとき、これまでと同じ環境の中、強制的に詰め込んだ教育をするのではなく、ゆとりを持った空間の中、心と目が行き届く教育環境の構築が必要だと思っております。

アメリカでは20万人以上の死者、日本では、昨日の9月23日現在で1,512人の方がお亡くなりになっています。昨今、第2波も収束に向かっ

る兆しも見えるようですが、いつ第3波が大きな波となってやってきてもおかしくない状況のように感じます。

平群町では、昨日、お一人の方の感染が確認され、これまで、計8名の感染者の方がおられたとのことですが、今後、学校等でもクラスターが発生し、一気に感染者が増える可能性も、まだまだないとは言えません。これまでの30人学級や25人学級の議論は別として、私としては、高等学校における少人数学級というのは、教室数の確保から見ても少しハードルが高く、困難な部分も多く、現実的でないと思う部分もあり、直ちに小中学校における20人学級というのも少し乱暴な部分もあると思いますが、小中学校においては、全国的な少子化の中、空き教室も増加している中で、早急に少人数学級の手だてを取っていただきたいと考えます。

政府にとっては、経済対策予算も重要であります。コロナ禍の中、この1年に限り、ワクチンができ、これまで同様、安全・安心な日常生活が戻ってくるまでの間、定年退職された教育者の方々のお力を再度お借りする等も含め、教職員の増の予算の確保の手だてを頂き、子どもたちや保護者のため、3密を避け、ソーシャルディスタンスを保ちやすい環境、少人数学級の構築にいち早く取り組んでいただきたいという思いから、あえてコロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書(案)について賛成をいたします。

○議長

討論ほかにございませぬか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第8号 コロナ危機のもと、全ての小中高等学校における20人程度の少人数学級実現と、特別支援学校における設置

基準を設けることを求める意見書（案）については否決されました。

続きまして

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上、本定例会に付議された事件については全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長

9月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月2日より本日まで23日間の会期におきまして、令和元年度の決算をはじめ、全ての上程議案につきまして熱心に審議を頂き、可決、認定、同意を賜り、本当にありがとうございました。

今議会は決算議会であり、平群町として、1年間鋭意取り組みました事務事業の成果や総括について、各議員の御審議を頂き、各会計の決算について認定を賜りました。また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りました御意見につきましては、今後の財政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。とりわけ一般会計につきましては厳しい財政状況が続いております。令和2年度も残り半年となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務執行に十分意を払い、財源確保に努めてまいります。

また、町の懸案事項であります平群町西土地区画整理事業の損失補償額についても説明と御報告を申し上げ、今後の財政見通しをお示ししていくところでございます。これから本格的な秋を迎え、また冬を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの同時流行が懸念をされます。町と

いたしましても、高齢者インフルエンザの積極的な接種勧奨を行い、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで独自の施策を含め、様々な施策を実施しているところでございますが、スピード感を持って事業実施を行い、新型コロナウイルスの感染の拡大防止にも努めてまいります。

これをもちまして9月定例会議会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和2年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時35分)